

外国人を雇用する事業者のみなさまへ

退職後に出国（帰国）される外国人の方について、納税管理人申告書の提出にご協力ください。

納税管理人とは、納税義務者に代わり、納税に関する手続き（納税通知書の受領・納税・還付通知の受領・還付金の受領など）を行う方をいいます。

海外へ出国されるなどの理由により、納税等に支障のある場合（納税通知書の受領や納税ができなくなる場合）は、出国される前に納税管理人の申告をする必要があります。

外国人の方が退職・出国（帰国）するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いします。

◎ 個人住民税を特別徴収（給与天引き）していた方が出国する場合

○ 12月31日までに退職し出国する場合

特別徴収できなくなった残りの税額について、一括徴収にご協力ください。

○ 1月1日以降に退職し出国する場合

特別徴収できなくなった残りの税額について、一括徴収を行っていただく必要があります。
また、新年度の個人住民税も課税されます。

◎ 個人住民税の納税通知書が送付される前に出国する場合

日本から出国するまでの間に個人住民税を収めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、松山市に届け出る必要があります。納税管理人は、法人などの事業所を指定することもできます。

納税通知書を送付するまでに出国する場合、松山市役所市民税課にご連絡いただければ新年度の住民税額を試算することができます。

住民税は所得を得た翌年1月1日（賦課期日）に居住している市町村で課税されます。賦課期日以降に松山市から転出された場合でも納税義務がなくなることはありません。

【問い合わせ先】

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

松山市役所 市民税課（個人市民税担当）

電話 089-948-6291～6298